

妊婦のための支援給付の実施について

1 概要

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、子ども・子育て支援法に「妊婦のための支援給付」が創設され、令和7年度から施行されることになった。また、妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて、妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施する。

これに伴い、現行の「出産・子育て応援交付金事業」としてのギフト配付を、令和7年度からは「妊婦のための支援給付」として、現金での給付とする。

2 対象者及び事業内容

文京区民であり、

- (1) 令和7年4月1日以降に妊娠を確認し、妊娠届出を提出した妊婦
5万円を支給
- (2) 令和7年4月1日以降に出産し、出生通知票を送付した妊婦
出産した子どもの人数×5万円を支給
※流産・死産の場合も、支給対象とする

3 スケジュール（予定）

令和7年3月 区ホームページによる周知
令和7年4月 妊婦支援給付の申請受付開始（法施行）

4 その他

- (1) 令和7年3月31日までの届出分については、現金給付ではなく、現在支給している「出産・子育て応援交付金事業」の対象となる。
- (2) これまで出産・子育て応援ギフトの配付において、出産時に都が独自に上乗せしていたギフト分は、都が直接申請を受け付けるかたちで継続予定。